

評議員及び役員等の報酬並びに
費用弁償に関する規程

社会福祉法人函館カトリック社会福祉協会

評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館カトリック社会福祉協会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は、定款第八条第一項の定めにより無報酬とする。

- 2 この法人は役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支給されない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間96万円以内とする。

- 2 理事長の報酬は、月額80,000円とする。
- 3 理事長以外の理事は無報酬とする。
- 4 全監事の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第5条 費用弁償は、次に掲げる者について支給する。

- (1) 評議員会、理事会、監査、並びに評議員選任・解任委員会に出席した役員、評議員及び評議員選任・解任委員
- (2) 法人及び各施設の業務執行上特に必要があつて出席した役員及び評議員
- (3) 理事長が法人の会議開催に当り、説明のため特に出席を依頼した者
- (4) 理事長が法人及び各施設の業務執行上必要があつて出席又は旅行を依頼した者
- (5) 法人の業務執行のために出務した役員

(費用弁償の額)

第6条 前条各号の出席者及び旅行者には、別表「費用弁償支給基準表」に掲げる基準に基づき費用を弁償する。

- 2 各施設から職員（役員等）が出席し、法人の旅費規程により旅費が発生する場合においては、当該施設より旅費を支給するものとする。

(旅費による費用弁償)

第7条 役員等が、市外に出張したときは、法人の正職員旅費規程による管理職区分を準用し、その費用を弁償する。

- 2 役員等以外の者が、法人の依頼に応じ、業務のため出張した場合には、その者に対し、費用弁償として法人の正職員旅費規程による一般職区分を準用し支給することができる。

(報酬等並びに費用弁償の支給方法)

第8条 役員等の報酬等並びに費用弁償は、理事会等の会議の都度又は業務を行った都度、もしくは月額支給の場合は1日から末日までを計算期間として翌月10日までに支給する。

- 2 本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月27日（評議員会の議決日）から施行する。

別表

1. 費用弁償の額

費用は交通費とする。

(1) 起点の定義

①法人の会議並びに執務のための起点は自宅とする。

②市外地への出張のための起点は法人事務所又は当該施設事務所とする。

(2) 交通費の支給基準

①起点地から開催地まで片道20Km未満の場合、交通の手段を問わず次のとおりとする。

ア	2 Km未満		2,600円
イ	2 Km以上	4 Km未満	2,800円
ウ	4 Km以上	6 Km未満	3,000円
エ	6 Km以上	8 Km未満	3,200円
オ	8 Km以上	10 Km未満	3,400円
カ	10 Km以上	12 Km未満	3,600円
キ	12 Km以上	16 Km未満	3,900円
ク	16 Km以上	20 Km未満	4,200円

②起点地から開催地まで片道20Km以上の場合

ケ 4,200円に1Km当り30円を乗じた額を加算した額

(この場合、1Km未満の端数は切り捨てる)

③市外地からの出席は、法人の旅費規程を準用する。